

全国知事・市長リレー講義（第 15 回）

- 1 「全国知事・市長リレー講義」2011 年度前期概要－講義資料より
- 2 平成 22 年国勢調査 抽出速報集計結果 要約
- 3 地方普通会計歳入・歳出決算額（昭和 60 年度～平成 21 年度）
- 4 民生費の目的別歳出の推移（平成 9 年度～21 年度）
- 5 地方財政計画の推移（昭和 50 年度～平成 23 年度）
- 6 平成 23 年地方財政計画歳入歳出一覧
- 7 地方公共団体の総職員数の推移（平成 6 年～22 年）
- 8 地方公共団体部門別職員数の状況（平成 22 年 4 月 1 日）
- 9 地方分権関係の主要な経緯（昭和 62 年～平成 20 年）
- 10 地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月）
- 11 地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表（平成 23 年 1 月 25 日）
- 12 第 1 次一括法の概要（平成 23 年 5 月）
- 13 国と地方の協議の場に関する法律の概要（平成 23 年 5 月）
- 14 地方自治法の一部を改正する法律の概要（平成 23 年 5 月）
- 15 アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～の概要（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）
- 16 地方分権改革推進委員会第 4 次勧告（概要）～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ（平成 21 年 11 月）
- 17 人口 1 人当たり税収額の偏在度の推移（平成元年度～20 年度）
- 18 日本国憲法（第 92 条～95 条）
- 19 地方自治法（第 1 条の 2、第 1 条の 3、第 2 条）
- 20 現在の大きな変化と国と地方公共団体

「全国知事・市長リレー講義」 2011年度前期概要－講義資料より

1 元芦屋市長 北村春江

「災害と小さな地方自治体 ～阪神淡路大震災を体験して～」

I 被災について

1. 震災の状況、2. 人命救助に関する緊急措置指示、3. 初期段階 1週間、4. 復旧段階、5. 高齢者の避難

II トップの危機管理

1. 災害に強いまちづくり、2. 地域防災計画で対応、3. トップの協力・適切なリーダーシップと現場の独自に適切な状況判断での対応、4. 広報活動、5. 応援側と受入側のマニュアル、6. マスコミ対応、7. 統一地方選延期、8. 1/17早朝 連休の翌朝 家族が集まっていた

2 大阪市長 平松邦夫

「地域から市政を変える 日本の元気は大阪から」

1 はじめに

①市民協働の成果と市民参加の広がり 地域防犯対策、放置自転車対策、②子育て・医療の安心 保育所入所枠の拡大、救急安心センターおおさか

2 大阪経済の活性化 ～成長戦略の実行による関西経済への貢献～ i 集客・観光、ii 環境・エネルギー、iii 健康・医療、iv クリエイティブ・デザイン

①御堂筋デザインストリート形成、②パリ市との交流 ロボット分野、デザイン分野、③大阪駅周辺地区「知の集積エリア」、④臨海部「知の実践エリア」

3 「市政改革基本方針」の実現とそれを上回る成果（18～22年度）

4 都市核の向上「文化力」～近代美術館のH28年度完成に向けて

5 地域力の復興で「元気な大阪」を実現 地域と区役所・市役所が一緒になって、地域力を復興！

6 「なにわルネッサンス2011」地域から市政を変える 地域活動協議会（仮称） 新しい区役所のかたち 区役所をチェックする仕組み 「きずな」づくりで地域を元気に

3 全国市町村国際文化研修所学長 市橋保彦

「自治の担い手づくりをめざして」

①市町村を取り巻く社会経済情勢の変化、②地域主権改革の全体像－住民の視点から、③「新しい公共」宣言 要点（「新しい公共」円卓会議による提案）、④地方議会の活性化、⑤住民の地方議会への評価、⑥議会基本条例立案のタイプ、⑦条例制定後の取り組み

4 神戸市長 矢田立郎

「協創」：「ひと」を「たから」としたまちづくり ～第5次神戸市基本計画について～

1 はじめに

①東日本大震災と神戸市の支援、②阪神・淡路大震災と復興への道のり＝自助、共助、そして、公助、③復興への道のり、神戸市の人口の推移、④復興と行財政改革の必要性、⑤これまでの行財政改革の主な取り組み内容、⑥復興と行財政改革：市債残高の削減、⑦財政健全化法に基づく財政指標の状況

2 これからの神戸を考える

①少子・超高齢化、人口減少社会の到来、②人口動向と税収、実質的な福祉関係経費の見通し、中長期的には生産年齢人口が減少することから、市税収入の大幅な回復は見込めない、一方で、社会保障費・医療費が着実に増加し、収支不足はますます拡大するおそれがある、③グローバル化：新興国の躍進と日本の相対的地位の低下

3 これからの神戸づくりを考える

①「第5次神戸市基本計画」、②「神戸2015ビジョン」、③「協創」のまちづくりへ、交流・融合・イノベーション、ダイバーシティ・マネジメント、④地域で人材が活躍する「協創」をめざして、「パートナーシップ協定」、「社会的企業やNPOの活躍の応援」

4 神戸市の成長戦略

①アジアNo1のバイオメディカルクラスターをめざして、「神戸国際先端医療特区」、「神戸医療産業都市の推進」、②東アジアの国際主要港をめざして、「阪神国際コンテナ戦略港湾総合特区」、③創造都市の実現をめざして、「デザイン都市・神戸の実現」、「デザイン都市のリーディングエリア＝都心・ウォーターフロント」、④環境未来都市の実現をめざして、「環境未来都市構想」

5 地方分権をめぐる情勢 ～なぜ地方分権なのか～

①かつては中央集権の時代、現代は地方分権の時代、②国と地方の税財源、税源の移譲が必要、③指定都市に求められる役割、新たな大都市制度（特別自治市（仮称））、基礎自治体としての役割と成長戦略拠点としての役割は相互に密接に関連しあっている

5 京都府知事 山田啓二

「日本の再構築、行政の再構築」

1 変わる日本のかたち ①人口増から人口減へ、②京都府の将来人口、③2025年「団塊の世代」が75歳に！、④高齢人口の推移と予測、⑤京都府でも

独り暮らしの高齢者が増える、⑥「人口ボーナス」の終焉、⑦海外現地法人企業数の推移、⑧日本の経済成長率の推移、⑨非正規職員・従業員の増加、⑩働く世代の生活保護世帯の増加、⑪世帯類型別生活保護世帯数の推移、⑫絆社会から個人社会（戦後社会におけるコミュニティのあり方の変化）、⑬年齢別離職率、⑭離婚件数・離婚率の推移、⑮生涯未婚率の推移と予測、⑯今 30 歳、40 歳の人の結婚は？、⑰世帯構成の将来推計、⑱財政の危機

2 今こそ日本の再構築、行政の再構築 ①日本の再構築 3 つの視点、②再構築するための前提 1. 変えなければならないもの、2. 変えるために制度・組織・意識を変える、③鳥取県の国道 9 号で、車 1000 台が、25 キロ、40 時間 にわたり立ち往生、④京都ジョブパーク、⑤ライフ&ジョブカフェ京都、⑥家庭総合支援センター、⑦地域力再生プラットフォーム、⑧“府民発意”による全国初の新しい公共事業、⑨「明日の京都」の構成概要、⑩現行の計画との理念の違い、⑪「基本条例」基本理念、「長期ビジョン」3 つの基本方向、⑫京都式地域包括ケアシステム、⑬地域普請公共事業イメージ、⑭命の里、⑮京都産業育成コンソーシアム、⑯14 の「みやこ」構想

3 さらに広域連携 ①京都地方税機構、②関西広域連合、③東日本大震災発生 直面する危機に対し、今何を！、④“地方が計画を主導”し国が責任をもって実行、⑤京都府は広域観光・文化振興分野を担当、⑥関西広域連合：丸ごと移管対象とする機関は？、⑦「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区の共同提案（全国知事会）、⑧「国と地方の協議の場」（地方六団体）

6 兵庫県理事 清原桂子

「震災復興と男女共同参画」

1 阪神・淡路大震災からの生活復興 速やかに（財）阪神淡路大震災復興基金（基金規模 9,000 億円）を造り、ソフト施策を展開した

①ふれあい・交流の拠点整備と運営～被災者の「今」を支援、復興過程（プロセス）の共有～、②生きがいづくりと「しごと」づくり～一方的「支援される側」ではなく、「支援する側」にもなるしかけ～、③相談員の配置・戸別訪問と、一人ずつのオーダーメイド個別支援、④生活丸ごとパッケージでの情報収集と提供、⑤民間・行政の力を具体的に結集、不便や不安を顕在化させ、直ちに対応する仕組み、⑥女性たちの復興過程への参画と活躍を応援するしかけ、⑦東日本大震災への支援、兵庫県からの職員等派遣、緊急支援物資等、ボランティアバスとボランティア・インフォメーションセンター、避難者受入、関西広域連合では、兵庫県は宮城県を支援

2 サラリーマン社会化と少子高齢・人口減少社会化

①高度経済成長期以降、サラリーマン世帯化、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化、②出生率の低下と出生数の減少、③人口減少社会と、顕在化する課題、児童虐待の増加、④高齢者単身世帯数の増加、高齢者虐待、⑤自殺者数は平成10年以後3万人程度で推移、男女とも若者たちの増加傾向、50代働き盛りの増加

3 持続可能な社会へ

①男女共同参画～社会の担い手としての男女の活躍支援～、女性も社会で活躍、②少子対策・子育て支援、保育サービス等の子育て支援策の再構築、③仕事と生活のバランス（WLB）～政労使の協働～

4 産学民官の協働の取り組み

①家族でわかちあう、②家族をひらく、③地域における活動、④企業・職域団体との協働、ひょうご出会いサポートセンター「ひょうご縁結びプロジェクト」、⑤大学との協働、⑥市町・県の協働、⑦県庁の率先行動～男女共同参画兵庫県率先行動計画「第3次アクション8」（09）～

7 和歌山市長 大橋健一

「地域主権改革と東京一極集中」

1 和歌山市の現状

①下水道、国民健康保険、土地造成の3つの特別会計に多額の赤字、②料金値上げと繰り入れの増額、法定外繰り入れの増額、土地買い戻しと企業誘致の結果、地方財政健全化法の関係比率は改善、③経常収支比率は依然高いものの、人件費総額・割合及び職員数についての減少努力、④市人口は減少、出生数は25年前の3分の2、急激に進む高齢化、⑤主要企業の人員削減、大学が少ない、大阪中心部から遠い、地価が比較的高いなど悪条件が重なった、⑥大津市と比べると、このことは歴然

2 一極集中の弊害

①進む東京圏への一極集中、②政治、行政、経済、文化、教育、司法、外交、・・・すべてが東京に中心、③〈一極集中の弊害〉 i 自治体税収の極度のアンバランス 都人口は和歌山県の13.15倍なのに、税収は48.96倍、法人税は66.77倍、ii 災害時のバックアップ機能がない、iii メディアの発信力の偏在、iv 公共インフラ整備の偏り、④首都機能移転構想 その盛衰、⑤2006年担当大臣廃止、⑥東日本大震災、にわかに「首都機能分散論」活発化、⑦一極集中に歯止めをかけるには、政府機能を分散させ、本庁は東京以外に置く、東大を移転するなど、⑧現段階では、関西広域連合提唱の補完構想が最も実現性が高い、それと東大を移転してはどうか

3 地方分権（地域主権改革）と基礎自治体

①明治以後の日本は、ずっと中央集権、②高度成長期は日本中が東京志向に、③バブル崩壊で国も地方も財政危機に、④いまだ得られていない国民の理解、だが自治体は行財政改革を進め、職員数も大幅に減らした、⑤今こそ地方分権改革を推進すべき時、⑥今回の東日本大震災で分かったこと、基礎自治体（市町村）の役割が大きい、にもかかわらず、権限が小さいため、いちいち国や県へのお伺いが必要、なお、⑦都と道府県では権限に大差、市が行う業務を区に委譲せず握っているとともに、都区財政調整制度で23区への「交付税」を持っている、しかし、⑧地方分権の基本理念は住民に近い基礎自治体にできる限り権限を移すこと、結局、⑨道州制にはせず、都道府県と市区町村の業務を完全再編し、都道府県は警察、消防、国保など広域一体業務、小基礎自治体の行政補完、市町村の連絡調整などを行う

8 京都市長 門川大作

—東日本大震災を「気付きの元年」「変革の元年」に—

1 はじめに～貞観地震と御霊会（祇園祭）～

2 世界に誇る京都の特性～「京都力」を活かした新たな挑戦～

①山紫水明の自然、②歴史都市、③宗教都市、④国際都市・多文化共生都市、⑤人権都市、⑥環境先進都市、「DO YOU KYOTO?」、i 歩くまち・京都—公共交通優先、ii 木の文化を大切にするまち、iii ライフスタイルの転換、iv ごみの減量、v 産学公連携した「技術革新」と持続可能な社会実現に向けたインフラ整備、⑦教育先進都市、⑧福祉先進都市、子育て支援（24年度当初に待機児童ゼロへ）、⑨文化芸術都市、⑩食文化都市、⑪ものづくり都市、⑫ものがたりづくり都市、新産業技術研究所の開所（H22.10）、「知恵産業融合センター」を創設（H22.11）など、⑬観光都市、観光立国・京都拠点を設置、梅小路界隈の活性化、京都マラソンの開催（H24.3.11）、⑭景観先進都市、「新景観政策」を実施（H19.9）、⑮大学のまち、⑯学生のまち、留学生倍増へ（H29年度までに1万人超）、⑰市民参加先進都市、未来まちづくり100人委員会（H20.9）、⑱先駆的な行政評価制度、⑲全国に類のない府市協調の取組、知事と市長の懇談会を毎年開催、⑳道州制を見据えた「特別自治市」の創設を目指して

3 厳しい財政状況

①政令市の中でも少ない市税収入、②国の「三位一体改革」による地方交付税の大幅削減、③義務的経費の大幅な増加、

4 徹底した財政構造改革

5 地下鉄・市バスのサービス向上と経営健全化

6 東日本大震災を受けて

①あらゆる方面からの支援の展開、②市民の命・生活を守る基礎自治体なら

ではの幅広い救援活動を展開、③京都ならではの「市民力」「地域力」を発揮した支援、④義援金や救援物資、京都災害ボランティアセンターを中心に幅広いボランティアが活躍、⑤経済界との連携、中小企業・観光産業支援、⑥中小企業融資や観光振興など5月市会で過去最大の補正予算、⑦大震災から何を学ぶのか

7 結びに

①人生に無駄なことなし(迷った時は困難な道を選ぶ)、②「学識」「見識」「胆識」、③「鳥の目」「虫の目」「魚の目」

9 千葉市長 熊谷俊人

「子供を産み育てたいまちへ 子供の参画による未来のまちづくり」

1 今や子育て施策は最重要施策に

①子育て施策はもともと福祉施策だった、②人口減少期にあって子育て施策は都市戦略、③子育て世帯に魅力的なまちづくりを目指して、④子ども施策の背景 i 人口減少社会、ii 超高齢化の進展、

2 待機児童解消に向けて

①保育所入所児童数・待機児童数の推移、なぜ整備しても待機児童数は減らないのか、②首都圏政令指定都市における待機児童数の推移、③保育比率の推移、④首都圏政令指定都市の保育比率、⑤保育所待機児童対策 i アクションプラン2010、ii 既存施設の有効活用策、iii 整備内容

3 こどもの参画

①子どもたちの心 i 孤独感、ii 低向上心、iii 低い自己肯定感・希望、②こどもの参画とは、i 子どもにとって魅力的な街へ、ii 子ども自身が街づくりに関与する仕掛けが必要、iii こどもの参画により様々な分野への波及を期待、③こどもの参画の考え方、i わがまちの子育て応援宣言、ii 千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画(H22.4)、iii こども参画の概念図、④こどものまち CBT、⑤子ども議会、⑥こどもの力 ワークショップ、⑦こどもの力 フォーラム、⑦職場探し&ランチミーティング、⑧こども環境学会との包括的な連携協定、⑨こどもの参画の今後の方向性

4 児童虐待防止

①児童虐待防止の社会的状況、②児童虐待とは、③児童虐待通告件数の推移、④児童虐待かな?とおもったら 千葉市児童相談所の電話番号 ⑤オレンジリボンキャンペーン NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク

5 まとめ

①まちぐるみで子どもや子どもを育てる人を支えることが、まちの未来を明るくします! ②児童虐待防止の意識を常に持ち、気づいたら連絡を! ③子

ども関連のボランティア活動に、是非、ご参加を！ ④子どもの意見にしっかりと向き合い取り入れるため、時には教えてもらうこともある、との意識を！

10 松阪市長 山中光茂

1 これまでの時代背景 i 右肩上がりの経済成長、ii 生活水準の上昇、iii 行政需要の多様化、iv 行政サービスの増加、v 税収の増加

2 これからの時代背景 i 地域では人口減少、少子高齢化の進行、ii 行政では税収確保が厳しい状況、職員数が削減されていく

3 これからは！ 地域の仕組み 市の仕組み 変えなくてはならない、変わらなくてはならない

I 地域主体の地域づくり

①地域の視点で考えたらどうだろうか、②地域での課題解決の背景、③地域に求められるもの 住民協議会、④住民協議会組織図例、⑤住民協議会の事業例

II 地域主体の地域づくりを実現するためには

①地域での計画作成 i 地域で関わっている人が多様な形で関わる、ii 地域合意をもった上で、地域の方向性をみんなで決める、iii 地域が責任を持って、地域づくりにおける役割分担や事業を考える、②補助金の交付金化 活動交付金と住民協議会など、③行政組織のあり方検討 i 住民協議会の活動拠点、ii 地域住民の力を引き出す仕組み、iii 地域の実情にあったやり方、iv 地域と連携した運営、v 住民の身近なサービスを提供する機関、④住民協議会の財源 i 寄附しやすい環境の整備、ii ふるさと納税制度の活用

11 相模原市長 加山俊夫

潤水都市 さがみはら 「地方の活力が、日本を発展させる」

1 相模原市の紹介 広域技術先進首都圏地域、若者が多い都市

2 東日本大震災を教訓に、市民の「生命・財産を守る」ために

①災害圏域全体での防災体制の強化、②広域連携による災害発生時の相互支援 首都圏を越えた東北・中部・関西等との広域ブロックによる防災協力体制、基幹的防災拠点

3 広域交流拠点都市の形成

①広域交通網の整備と産業拠点の集積 リニア中央新幹線 「1 県 1 駅」 地下駅 建設費は約 2 2 0 0 億円 整備計画と計画段階環境配慮書 ②首都圏南西部の広域交通ネットワークの充実 首都圏中央連絡自動車道（圏央道） さがみ縦貫道路（圏央道）、③高次都市機能の集積 相模原駅周辺整備事業 相模原スーパーポリス構想イメージ

4 地方分権改革の推進について

①地方の底力の発揮と広域連携、②地方と国の機能と役割 道州制 大都市制度（特別自治市） 大阪都・新潟州構想 ③地方分権改革を推進する3つの法律 i 地方自治法の一部を改正する法律、ii 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、iii 国と地方の協議の場に関する法律

平成 22 年 国 勢 調 査

抽 出 速 報 集 計 結 果

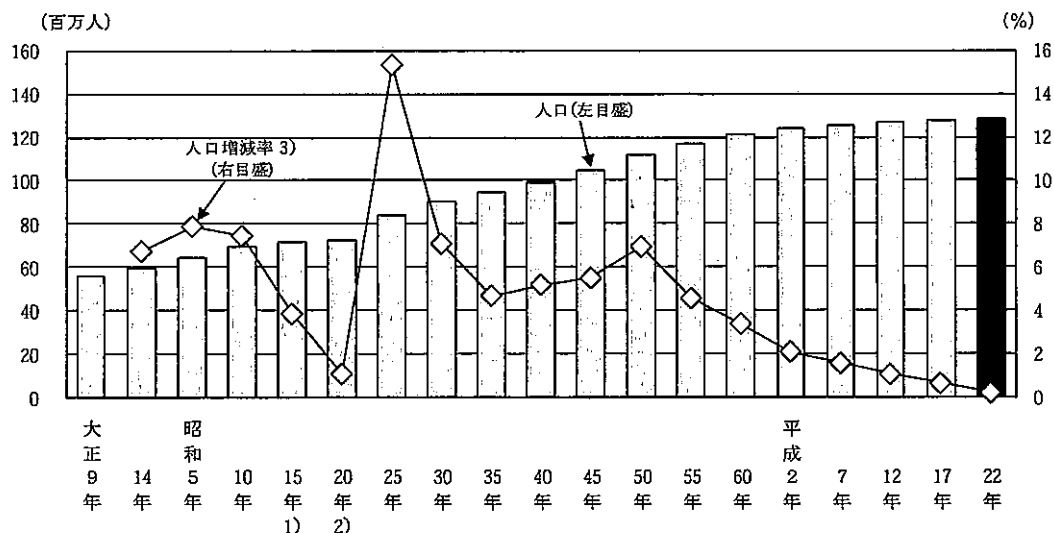
要 約

人口構造

- 我が国の人口は 1 億 2805 万 6 千人(平成 22 年 10 月 1 日現在)
- 平成 17 年から横ばいで推移(年平均 0.05%増, 平成 17 年から 0.2%増)

- ・ 平成 22 年 10 月 1 日現在の我が国の人口は 1 億 2805 万 6 千人, 平成 17 年～22 年は横ばい(年平均 0.05%増, 平成 17 年から 0.2%増と調査開始以来最低の人口増加率)
- ・ 総人口を男女別にみると, 男性が 6250 万 1 千人(総人口の 48.8%), 女性が 6555 万 5 千人(同 51.2%)
- ・ 日本人人口は 1 億 2569 万 2 千人, 平成 17 年～22 年は横ばい(平成 17 年から 0.0%減)

人口及び人口増減率の推移—全国(大正 9 年～平成 22 年)



(注) 昭和 20 年は人口調査結果による。

1) 国勢調査による人口 73114 千人から内地外の軍人、軍属等の推計数 1181 千人を差し引いた補正人口。

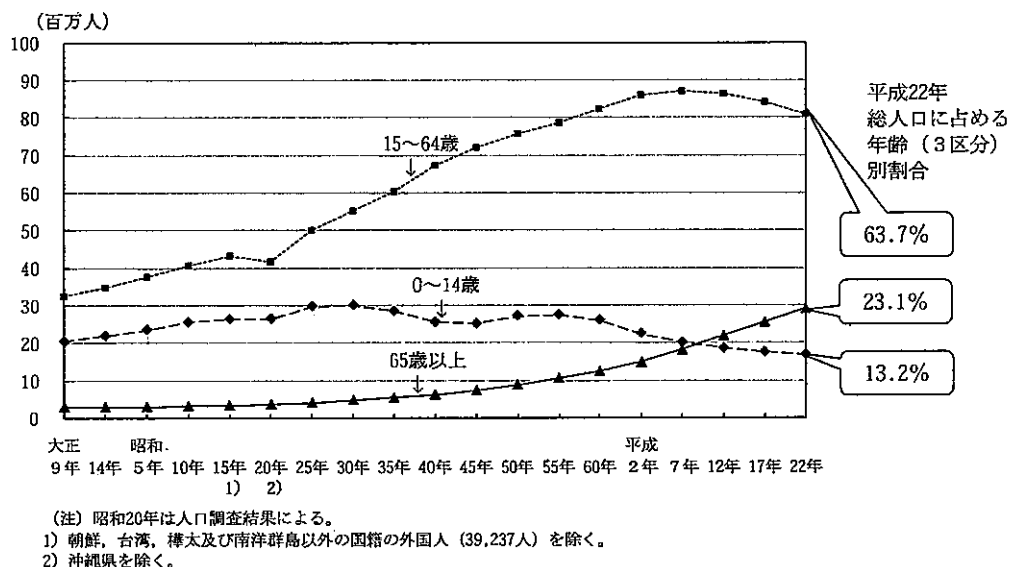
2) 昭和 20 年人口調査による人口 71998 千人に軍人及び外国人の推計数 149 千人を加えた補正人口。沖縄県を除く。

3) 昭和 20 年及び 25 年の人口増減率は沖縄県を除いて算出。

- 65 歳以上人口は 14.1%増, 総人口に占める割合は 20.2%から 23.1%に上昇
- 15～64 歳人口は 4.0%減, 割合は 66.1%から 63.7%に低下
- 15 歳未満人口は 4.1%減, 割合は 13.8%から 13.2%に低下

- ・ 15 歳未満人口は 1679 万 8 千人 (総人口の 13.2%), 15～64 歳人口は 8073 万人 (同 63.7%), 65 歳以上人口は 2929 万 3 千人 (同 23.1%)
- ・ 平成 17 年と比べると, 15 歳未満人口は 72 万 4 千人 (4.1%) 減, 15～64 歳人口は 336 万 2 千人 (4.0%) 減, 65 歳以上人口は 362 万 1 千人 (14.1%) 増

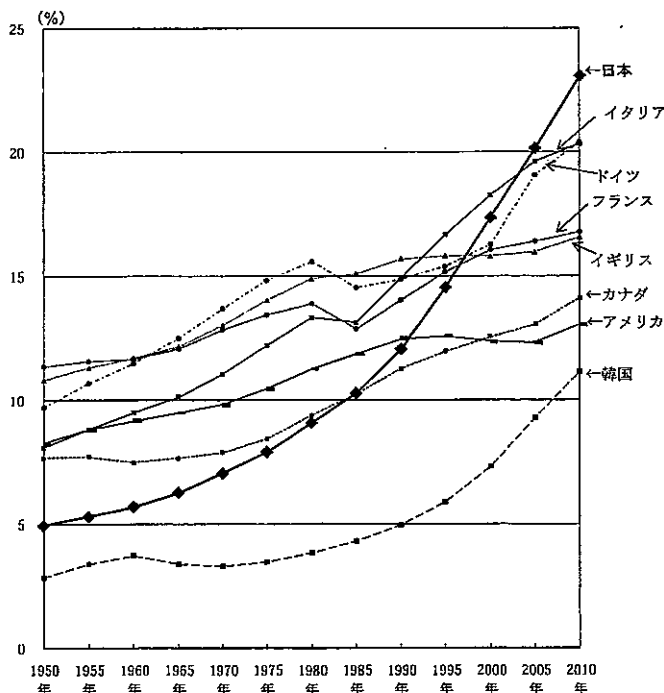
年齢 (3 区分) 別人口の推移—全国 (大正 9 年～平成 22 年)



○ 65 歳以上人口の割合は世界で最も高い水準

- ・ 総人口に占める 65 歳以上人口の割合を諸外国と比べると, 我が国はイタリア及びドイツ (共に 20.4%) を上回り, 世界で最も高い水準

65 歳以上人口の割合の推移—諸外国との比較 (1950 年～2010 年)



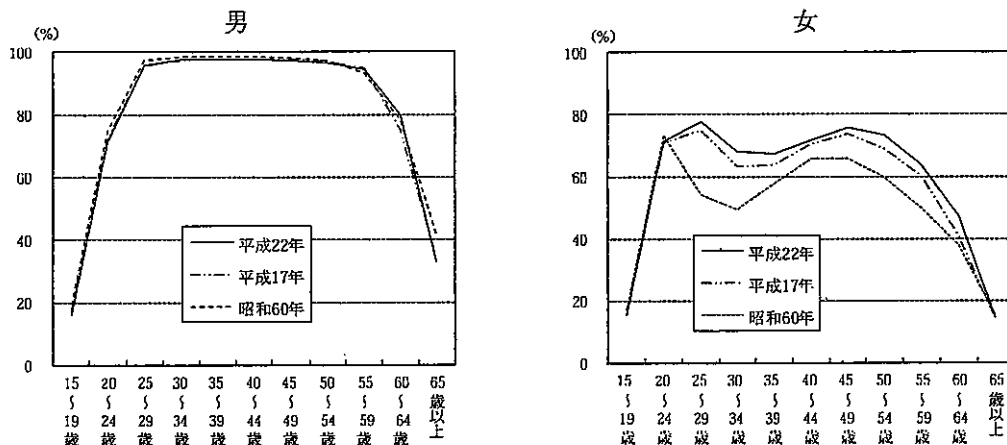
資料: United Nations, "World Population Prospects, The 2010 Revision" による。
ただし, 日本は国勢調査の結果による。

就業者等の状況

- 労働力率は引き続き男性で低下、女性で上昇
- 女性の労働力率のM字カーブの谷が30～34歳から35～39歳に

- ・ 15歳以上人口（1億1002万4千人）の労働力率は60.7%，平成17年と比べると、0.8ポイント低下
- ・ 男女別にみると、男性が73.4%，女性が49.1%で、平成17年と比べると、男性が1.9ポイント低下しているのに対し、女性は0.3ポイント上昇
- ・ 平成17年にM字カーブの谷となっていた30～34歳の女性の労働力率は、22年には68.2%となり、M字カーブの谷は35～39歳（67.3%）に

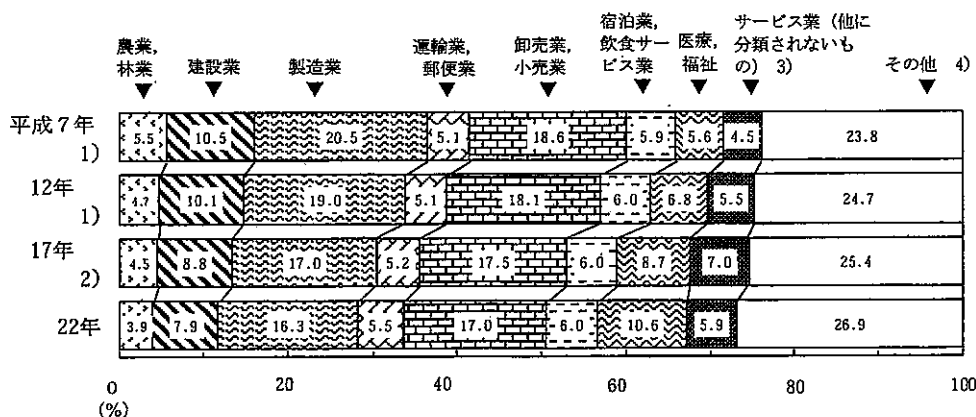
年齢（5歳階級）、男女別労働力率—全国（昭和60年、平成17年、22年）



- 「医療、福祉」に従事する者の割合が1.9ポイント上昇し、1割を超えた

- ・ 産業大分類別の15歳以上就業者の割合をみると、「卸売業、小売業」が15歳以上就業者の17.0%と最も高く、次いで「製造業」が16.3%、「医療、福祉」が10.6%など
- ・ 平成17年と比べると、「医療、福祉」が1.9ポイント上昇と特に上昇

産業（大分類）別15歳以上就業者の割合の推移—全国（平成7年～22年）



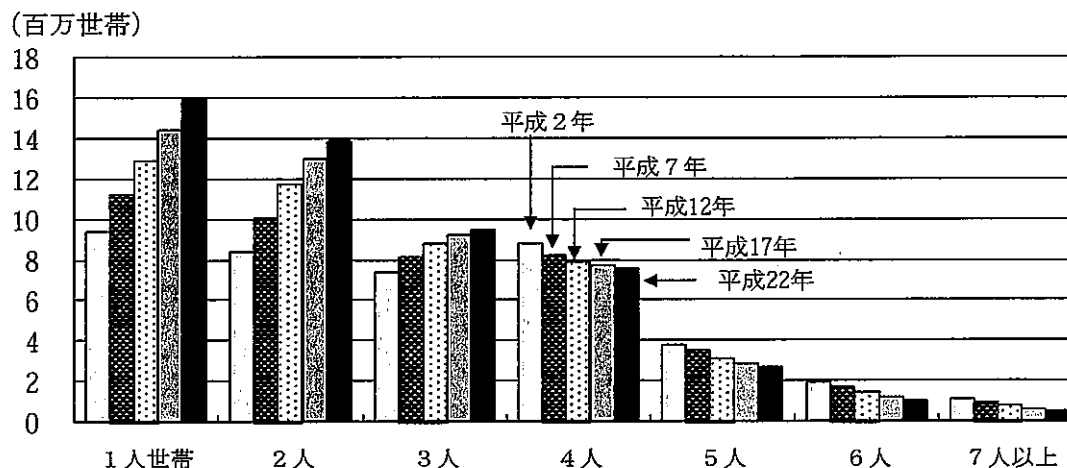
- 1) 総務省統計局において、平成17年国勢調査 新産業分類特別集計及び平成12年国勢調査 新産業分類特別集計のデータを用いて、新旧分類間の分割比率を算出して推計した。
- 2) 平成17年国勢調査 新産業分類特別集計結果による。
- 3) 平成7～17年では、「労働者派遣事業所の派遣社員」（平成22年は155万人）は、産業大分類「サービス業（他に分類されないもの）」下の産業小分類「労働者派遣業」に分類されていたが、22年は派遣先の産業に分類していることから、時系列比較には注意を要する。
- 4) 「その他」に含まれるのは、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」である。

世帯の状況

- 一般世帯数は5092万8千世帯と調査開始以来初めて5000万世帯を超えた
- 世帯人員が1人の世帯が1588万5千世帯と最も多く、一般世帯の3割を超える

- ・ 一般世帯数は5092万8千世帯、調査開始以来初めて5000万世帯超
- ・ 1人世帯が1588万5千世帯（一般世帯の31.2%）と最も多く、世帯人員が多くなるほど世帯数は少ない
- ・ 世帯人員が3人以下の世帯は増加、4人以上の世帯は減少

世帯人員別一般世帯数—全国（平成2年～22年）



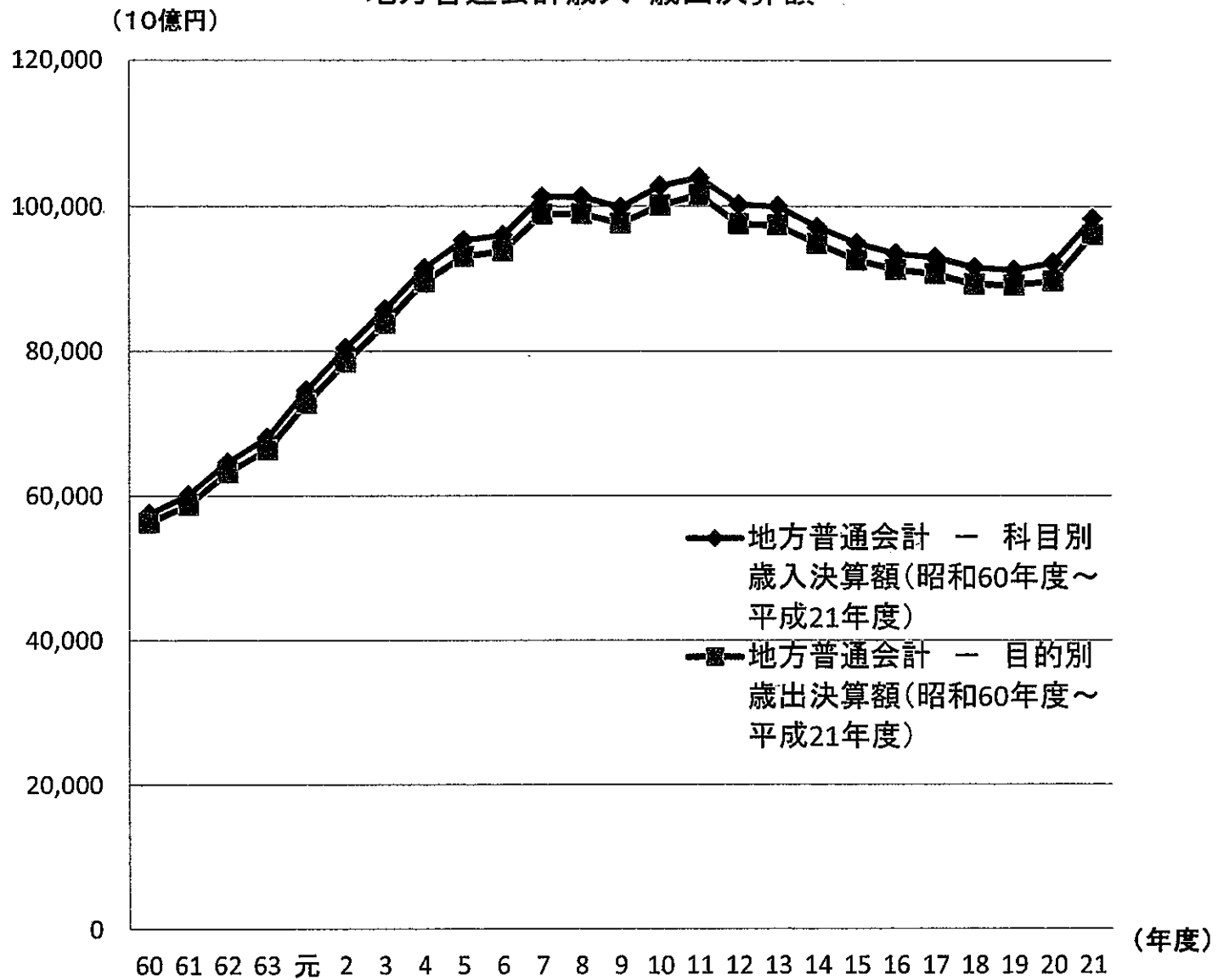
- 「一人暮らし65歳以上人口」は457万7千人、65歳以上人口の15.6%
- 65歳以上男性の10人に1人、65歳以上女性の5人に1人が一人暮らし

- ・ 65歳以上の者のうち、単独世帯で暮らす者（一人暮らし65歳以上人口）（457万7千人）が65歳以上人口に占める割合は上昇が続く
- ・ 「一人暮らし65歳以上人口」は、65歳以上男性の10人に1人（10.4%）、65歳以上女性の5人に1人（19.5%）
- ・ 老人ホーム等の「社会施設の入所者」は121万5千人、平成17年の約1.5倍

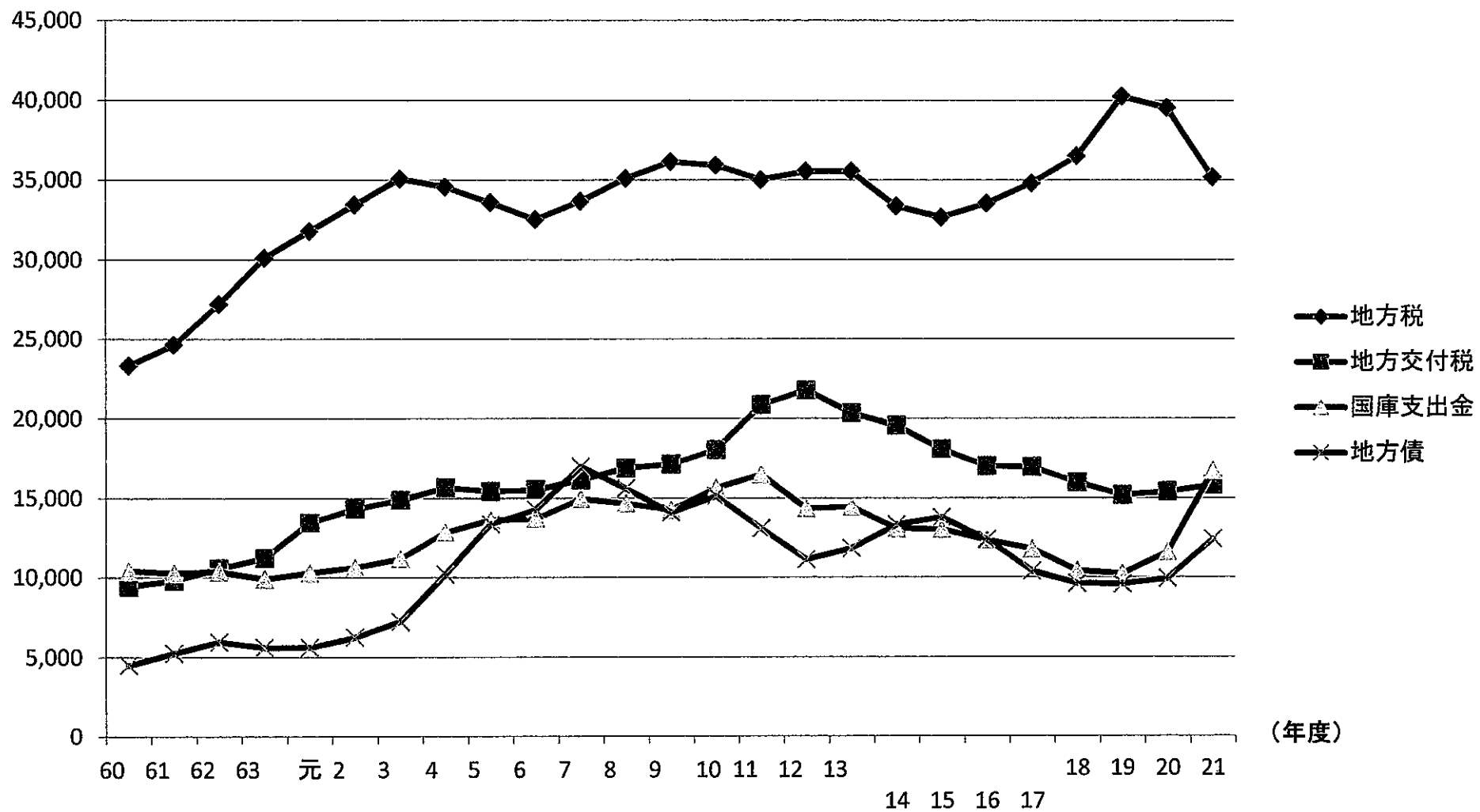
世帯の種類、男女別65歳以上世帯人員の推移—全国（平成7年～22年）

男女、 年次	実数（千人）				割合（%）			
	65歳以上人口	うち 単独世帯	うち 社会施設の入所者	うち 病院・療養所の 入院者	65歳以上人口	うち 単独世帯	うち 社会施設の入所者	うち 病院・療養所の 入院者
総数								
平成 7年	18,261	2,202	326	429	100.0	12.1	1.8	2.3
12年	22,005	3,032	485	528	100.0	13.8	2.2	2.4
17年	25,672	3,865	826	539	100.0	15.1	3.2	2.1
22年	29,293	4,577	1,215	479	100.0	15.6	4.1	1.6
男								
平成 7年	7,504	460	81	134	100.0	6.1	1.1	1.8
12年	9,222	742	113	164	100.0	8.0	1.2	1.8
17年	10,875	1,051	192	177	100.0	9.7	1.8	1.6
22年	12,523	1,306	287	171	100.0	10.4	2.3	1.4
女								
平成 7年	10,757	1,742	244	295	100.0	16.2	2.3	2.7
12年	12,783	2,290	371	364	100.0	17.9	2.9	2.8
17年	14,797	2,814	634	362	100.0	19.0	4.3	2.4
22年	16,771	3,271	928	308	100.0	19.5	5.5	1.8

地方普通会計歳入・歳出決算額

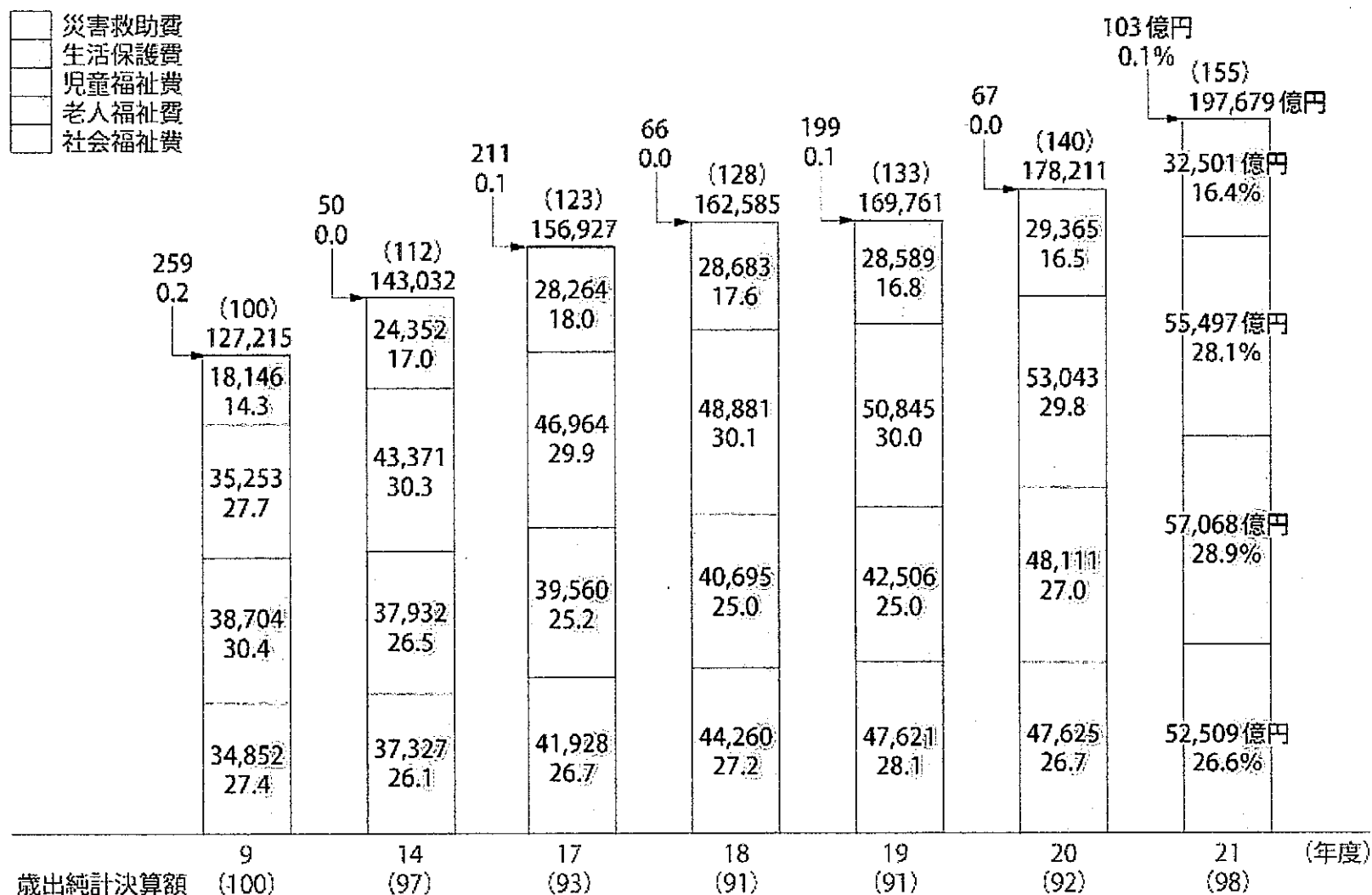


(10億円)





第38図 民生費の目的別歳出の推移



(注) () 内の数値は、平成9年度を100として算出した指数である。

地方財政計画の推移

(単位：億円、%)

年 度	地 方 財 政 計 画		(参考) 国の予算 (当初)	
	歳入歳出総額見込額	対前年度伸率	一般会計予算額	対前年度伸率
昭和50年度	215,588	24.1	212,888	24.5
51	252,595	17.2	242,960	14.1
52	288,365	14.2	285,143	17.4
53	343,396	19.1	342,950	20.3
54	388,014	13.0	386,001	12.6
55	416,426	7.3	425,888	10.3
56	445,509	7.0	467,881	9.9
57	470,542	5.6	496,808	6.2
58	474,860	0.9	503,796	1.4
59	482,892	1.7	506,272	0.5
60	505,271	4.6	524,996	3.7
61	528,458	4.6	540,886	3.0
62	543,796	2.9	541,010	0.0
63	578,198	6.3	566,997	4.8
平成元年度	627,727	8.6	604,142	6.6
2	671,402	7.0	662,368	9.6
3	708,848	5.6	703,474	6.2
4	743,651	4.9	722,180	2.7
5	764,152	2.8	723,548	0.2
6	809,281	5.9	730,817	1.0
	(791,443)	(3.6)		
7	825,093	2.0	709,871	▲ 2.9
		(4.3)		
8	852,848	3.4	751,049	5.8
9	870,596	2.1	773,900	3.0
10	870,964	0.0	776,692	0.4
11	885,316	1.6	818,601	5.4
12	889,300	0.5	849,871	3.8
13	893,071	0.4	826,524	▲ 2.7
14	875,666	▲ 1.9	812,300	▲ 1.7
15	862,107	▲ 1.5	817,891	0.7
16	846,669	▲ 1.8	821,109	0.4
17	837,687	▲ 1.1	821,829	0.1
	(834,155)	(▲ 1.5)		
18	831,508	▲ 0.7	796,860	▲ 3.0
	(822,963)	(▲ 1.3)		
19	831,261	▲ 0.0	829,088	4.0
20	834,014	0.3	830,613	0.2
	(830,014)	(▲ 0.2)		
21	825,557	▲ 1.0	885,480	6.6
22	821,268	▲ 0.5	922,992	4.2
23	825,054	0.5	924,116	0.1

(注) 1 平成6、7年度の()内は、平成6年度における特定資金公共事業債の繰上償還金を除いた場合である。

2 平成17、18年度の()内は、国保調整交付金、児童手当拡充等を除いた場合である。

3 平成20年度の()内は、地方再生対策費を除いた場合である。

2 地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳 入)					
地 方 税	334,037	325,096	8,941	2.8	
地 方 譲 与 税	21,749	19,171	2,578	13.4	
地 方 特 例 交 付 金	3,877	3,832	45	1.2	
地 方 交 付 税	173,734	168,935	4,799	2.8	
国 庫 支 出 金	121,745	115,663	6,082	5.3	
地 方 債	114,772	134,939	▲ 20,167	▲ 14.9	
使用料及び手数料	14,279	13,126	1,153	8.8	
雑 収 入	40,861	40,506	355	0.9	
計	825,054	821,268	3,786	0.5	
一 般 財 源	594,990	594,103	887	0.1	
(歳 出)					
給 与 関 係 経 費	212,694	216,864	▲ 4,170	▲ 1.9	
退 職 手 当 以 外	190,961	194,064	▲ 3,103	▲ 1.6	
退 職 手 当	21,733	22,800	▲ 1,067	▲ 4.7	
一 般 行 政 経 費	308,226	294,331	13,895	4.7	
補 助	157,481	144,313	13,168	9.1	
単 独	138,601	138,285	316	0.2	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	12,144	11,733	411	3.5	
地 方 再 生 対 策 費	3,000	4,000	▲ 1,000	▲ 25.0	※平成22年度の額は、 平成22年度地方財政 計画の歳出に計上さ れた「地域活性化・雇 用等臨時特例費」の額 である。
地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 対 策 費 ※	12,000	9,850	2,150	21.8	
公 債 費	132,423	134,025	▲ 1,602	▲ 1.2	
維 持 補 修 費	9,612	9,663	▲ 51	▲ 0.5	
投 資 的 経 費	113,032	119,074	▲ 6,042	▲ 5.1	
直 轄 ・ 補 助	59,474	50,391	9,083	18.0	※単独分へ計上して いた社会資本整備総 合交付金を活用した 道路事業を、補助事 業へ移し替えた影響を 除いた場合
〔移替え影響額除き※〕	59,474	62,697	▲ 3,223	▲ 5.1	
単 独	53,558	68,683	▲ 15,125	▲ 22.0	
〔移替え影響額除き※〕	53,558	56,377	▲ 2,819	▲ 5.0	
公 営 企 業 繰 出 金	26,867	26,961	▲ 94	▲ 0.3	
企業債償還費普通会計負担分	17,118	17,454	▲ 336	▲ 1.9	
そ の 他	9,749	9,507	242	2.5	
不交付団体水準超経費	7,200	6,500	700	10.8	
計	825,054	821,268	3,786	0.5	
地 方 一 般 歳 出	668,313	663,289	5,024	0.8	公債費、企業債償還 費普通会計負担分、 不交付団体水準超経 費を除く

(2) 歳入歳出構成比

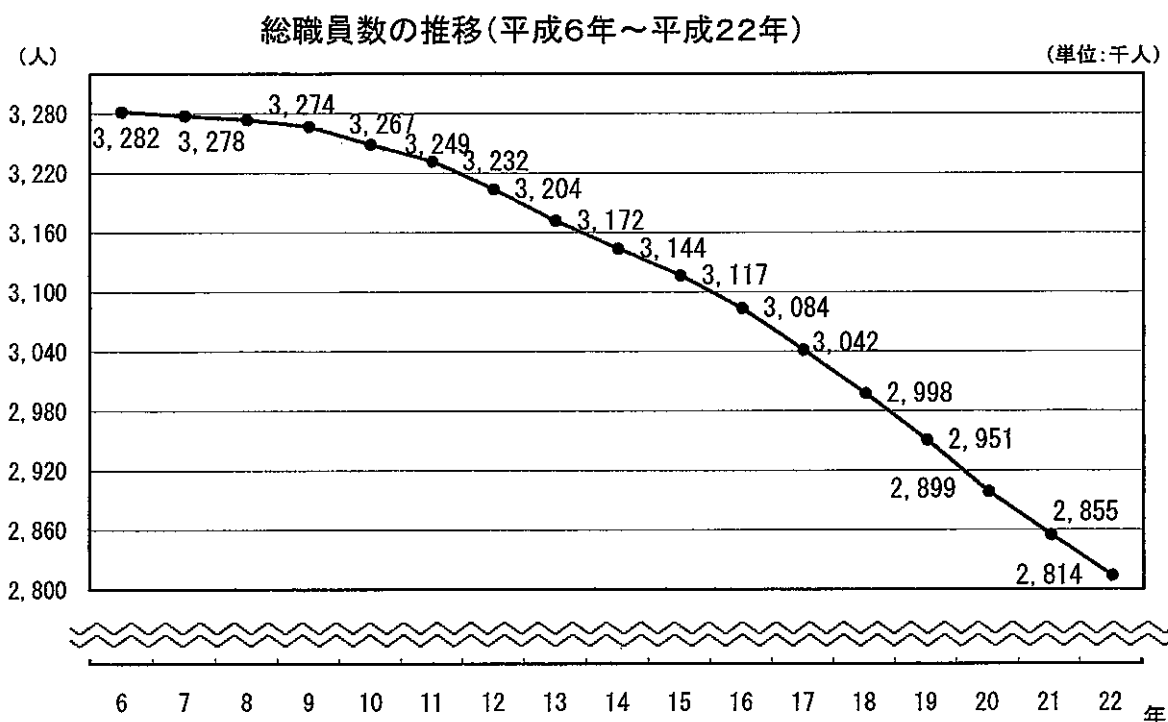
(単位：%)

歳 入	平 成 23年度	平 成 22年度	差 引	歳 出	平 成 23年度	平 成 22年度	差 引
地 方 税	40.5	39.6	0.9	給 与 関 係 経 費	25.8	26.4	▲ 0.6
地 方 譲 与 税	2.6	2.3	0.3	一 般 行 政 経 費	37.3	35.8	1.5
地 方 特 例 交 付 金	0.5	0.5	0.0	地 方 再 生 対 策 費	0.4	0.5	▲ 0.1
地 方 交 付 税	21.1	20.6	0.5	地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	1.5	1.2	0.3
国 庫 支 出 金	14.8	14.1	0.7	公 債 費	16.0	16.3	▲ 0.3
地 方 債	13.9	16.4	▲ 2.5	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
使用料及び手数料	1.7	1.6	0.1	投 資 的 経 費	13.7	14.5	▲ 0.8
雑 収 入	4.9	4.9	0.0	公 営 企 業 繰 出 金	3.2	3.3	▲ 0.1
計	100.0	100.0	—	不交付団体水準超経費	0.9	0.8	0.1
				計	100.0	100.0	—

I 地方公共団体の総職員数の推移

○総職員数は、281万3,875人で、平成7年から16年連続して減少

○対前年、▲41,231人(▲1.4%)の減少



総職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人、%)

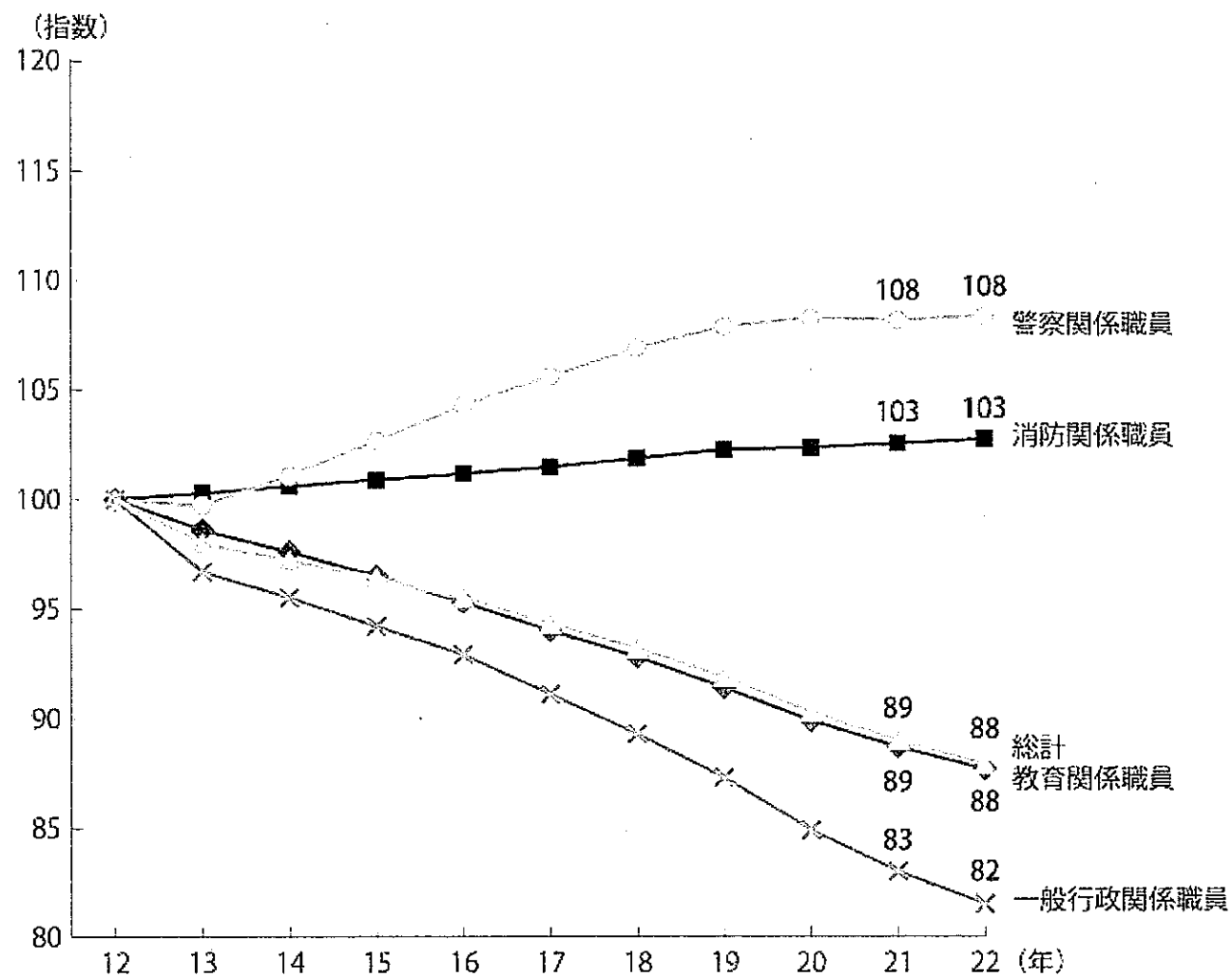
年	総数			一般行政部門		
	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率
6	3,282,492	11,693	0.4	1,174,514	7,172	0.6
7	3,278,332	▲4,160	▲0.1	1,174,838	324	0.0
8	3,274,481	▲3,851	▲0.1	1,174,547	▲291	▲0.0
9	3,267,118	▲7,363	▲0.2	1,171,694	▲2,853	▲0.2
10	3,249,494	▲17,624	▲0.5	1,165,968	▲5,726	▲0.5
11	3,232,158	▲17,336	▲0.5	1,161,430	▲4,538	▲0.4
12	3,204,297	▲27,861	▲0.9	1,151,533	▲9,897	▲0.9
13	3,171,532	▲32,765	▲1.0	1,113,587	注 ▲37,946	▲3.3
14	3,144,323	▲27,209	▲0.9	1,100,039	▲13,548	▲1.2
15	3,117,004	▲27,319	▲0.9	1,085,585	▲14,454	▲1.3
16	3,083,597	▲33,407	▲1.1	1,069,151	▲16,434	▲1.5
17	3,042,122	▲41,475	▲1.3	1,048,860	▲20,291	▲1.9
18	2,998,402	▲43,720	▲1.4	1,027,128	▲21,732	▲2.1
19	2,951,296	▲47,106	▲1.6	1,003,432	▲23,696	▲2.3
20	2,899,378	▲51,918	▲1.8	976,014	▲27,418	▲2.7
21	2,855,106	▲44,272	▲1.5	954,775	▲21,239	▲2.2
22	2,813,875	▲41,231	▲1.4	936,951	▲17,824	▲1.9
22-6	—	▲468,617	▲14.3	—	▲237,563	▲20.2

注) 上記のほか、地方公務員として特定地方独立行政法人の職員(4,580人)がいる。

注) 平成13年の減少数については、調査区分の変更により、一般行政部門から公営企業等会計部門に23,147人が移動しているためであり、その影響分を除いた場合の一般行政部門の増減は、▲14,799人(▲1.3%)となる。

第59図

地方公務員数の推移

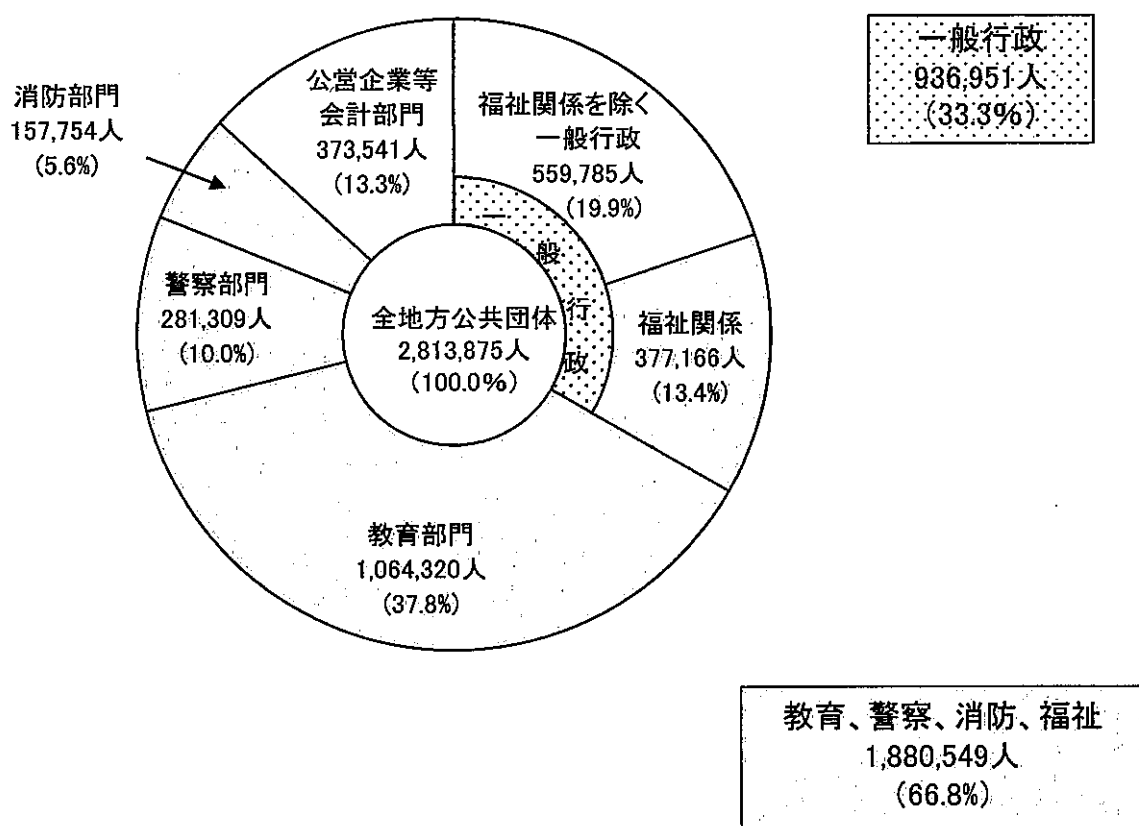


(注) 平成12年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

Ⅱ 地方公共団体部門別職員数の状況

○行政分野別に見ると、国が定員に関する基準を幅広く定めている教育部門、警察部門、消防部門、福祉関係が約2／3を占めている。

部門別職員数(平成22年4月1日現在)



[部門別の特色]

○福祉関係を除く一般行政(議会、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木)

国の法令等に基づく職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門である。

○福祉関係(民生、衛生)

国の法令等に基づく職員の配置基準が定められている場合が多く、また、職員配置が住民サービスに及ぼす影響が大きい部門である。

○教育部門、警察部門、消防部門

国の法令等に基づく配置基準等により、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門である。

○公営企業等会計部門(病院、水道、交通、下水道、その他)

独立採算を基調として企業経営の観点から定員管理が行われている部門である。

地方分権関係の主要な経緯(最近20年間)

年	(1987) 昭和62	(1988) 平成元	(1990) 平成2	(1992) 平成4	(1993) 平成5	(1994) 平成6	(1995) 平成7	(1996) 平成8	(1997) 平成9	(1998) 平成10	(1998) 平成10	(1999) 平成11
月	4	12	10	6	6 10	4 11	5 7	6 12	2 7 9 10	4 5 10	11	3 7
経緯	第二次臨時行政改革推進審議会（第二次行革審）発足	第二次行革審答申「国と地方の関係等に関する答申」	第三次臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）発足	第三次行革審答申 行政改革に関する第3次答申 国際化対応・国民生活重視の	地方分権の推進に関する決議 （衆議院6 / 3、参議院6 / 4）	第三次行革審答申「最終答申」 第二十四次地方制度調査会答申 第二十四次地方制度調査会発足	地方分権推進委員会発足 地方分権推進法成立	第二十五次地方制度調査会発足 地方分権推進委員会第1次勧告	第二十五次地方制度調査会答申 「監査制度の改革に関する答申」 地方分権推進委員会第2次勧告 地方分権推進委員会第3次勧告 地方分権推進委員会第4次勧告	第二十五次地方制度調査会答申 「市町村の合併に関する答申」 地方分権推進計画閣議決定	第二十六次地方制度調査会発足 地方分権推進計画閣議決定	第二次地方分権推進計画閣議決定 地方分権推進委員会第5次勧告
	第三次中曽根内閣 ※1 S61.7 ～ S62.1 1	第一次海部内閣 H元. 8 ～ H2.2	第二次海部内閣 H2.2 ～ H3.1 4	宮沢内閣 H3.1 1 ～ H3.2	細川内閣 H5.8 ～ H6.4	※2 村山内閣 H6.6 ～ H8.1	第一次橋本内閣 H8.1 ～ H8.1 4	第二次橋本内閣 H8.11 ～ H10.7	小淵内閣 H10.7 ～ H12.4			

※1 竹下内閣(S62.11~H元.6)、宇野内閣(H元.6~H元.8)

※2 羽田内閣(H6.4~H6.6)

地方分権関係の主要な経緯(最近20年間)

年	(2000) 平成12	(2001) 平成13	(2002) 平成14	(2003) 平成15	(2004) 平成16	(2005) 平成17	(2006) 平成18	(2007) 平成19	(2008) 平成20
月	4 8 10 11	6 7 11	10	6 11	5 5	12	2 12	4 5 5 11	5
経緯	地方分権一括法施行 地方分権推進委員会意見 第二十六次地方制度調査会答申 〔地方分権時代の住民自治制度のあり方及び〕 〔地方税財源の充実確保に関する答申〕	地方分権推進委員会最終報告 地方分権改革推進会議発足 第二十七次地方制度調査会発足	地方分権改革推進会議意見 〔事務・事業の在り方に関する意見〕	地方分権改革推進会議意見 〔三位一体の改革についての意見〕 第二十七次地方自治制度調査会答申 〔今後の地方自治制度のあり方に関する答申〕	地方分権改革推進会議意見 〔行政体制の整備についての意見 地方公共団体の行財政改革の推進等〕 合併関連3法成立	第二十八次地方制度調査会答申 〔地方の自主性・自律性の拡大及び〕	第二十八次地方制度調査会答申 〔道州制のあり方に関する答申〕 地方分権改革推進法成立	地方分権改革推進委員会発足 地方分権改革推進本部発足 地方分権改革推進委員会 〔地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方〕 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」	地方分権改革推進委員会第一次勧告 生活者の視点に立つ「地方政府」の確立
	※3 第一次 森内閣 〔H12.4 ～ H12.7〕 第二次 森内閣 〔H12.7 ～ H13.4〕	第一次 小泉内閣 〔H13.4 ～ H15.11〕	第二次 小泉内閣 〔H15.11 ～ H17.9〕	第三次 小泉内閣 〔H17.9 ～ H18.9〕	安倍内閣 〔H18.9 ～ H19.9〕	福田内閣 H19.9～			

※3 小淵内閣(H10.7～H12.4)

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

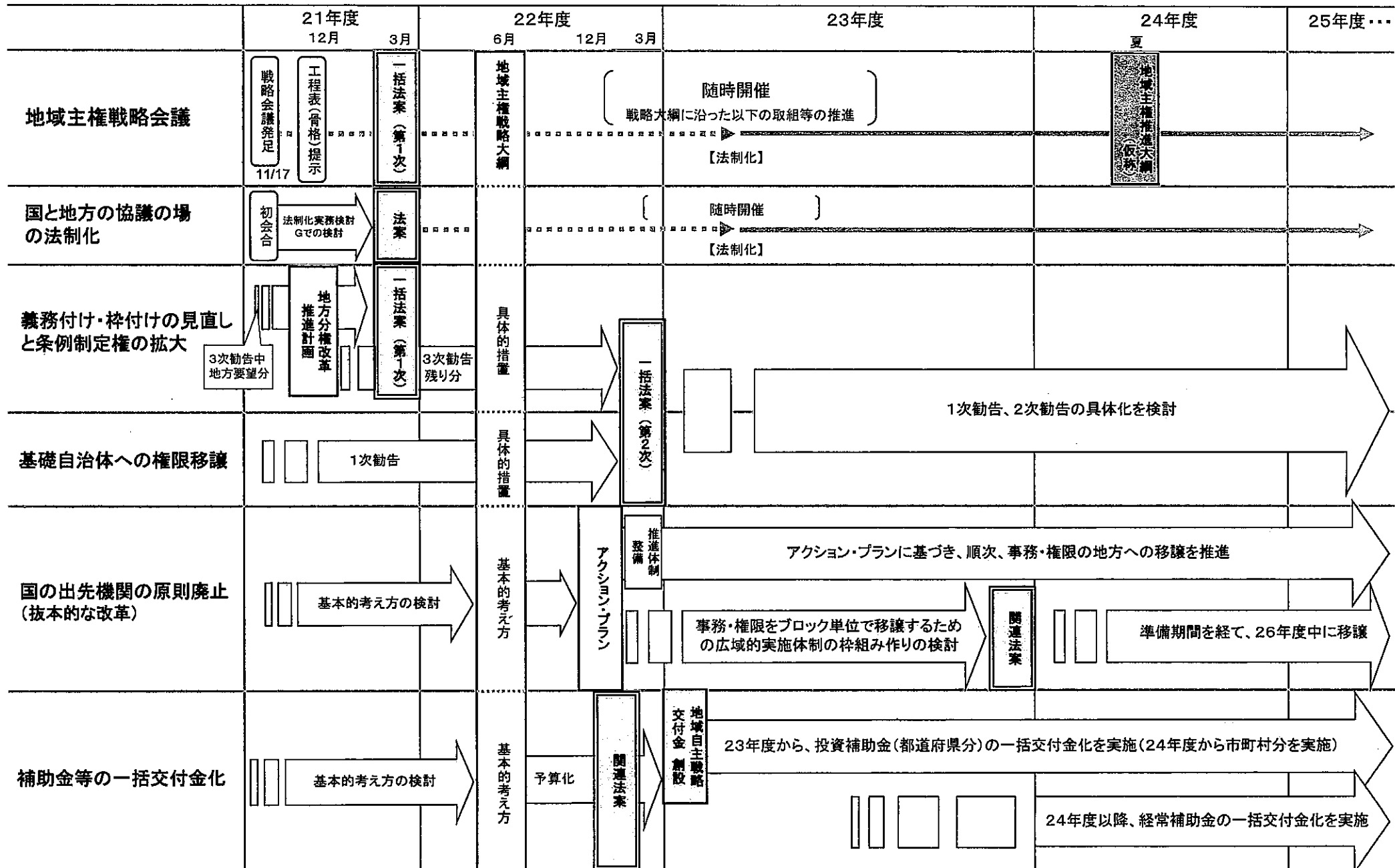
- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表

(H23.1.25 第11回地域主権戦略会議後)



※ 地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進の各課題についても、地域主権戦略大綱に沿って取組を推進

第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

- ※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務 (改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)

- ※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成 23 年 5 月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営

・議員

国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣総理大臣が指定する国務大臣

《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方：地方六団体代表（各 1 人）《副議長を互選》

・臨時の議員

議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長

・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

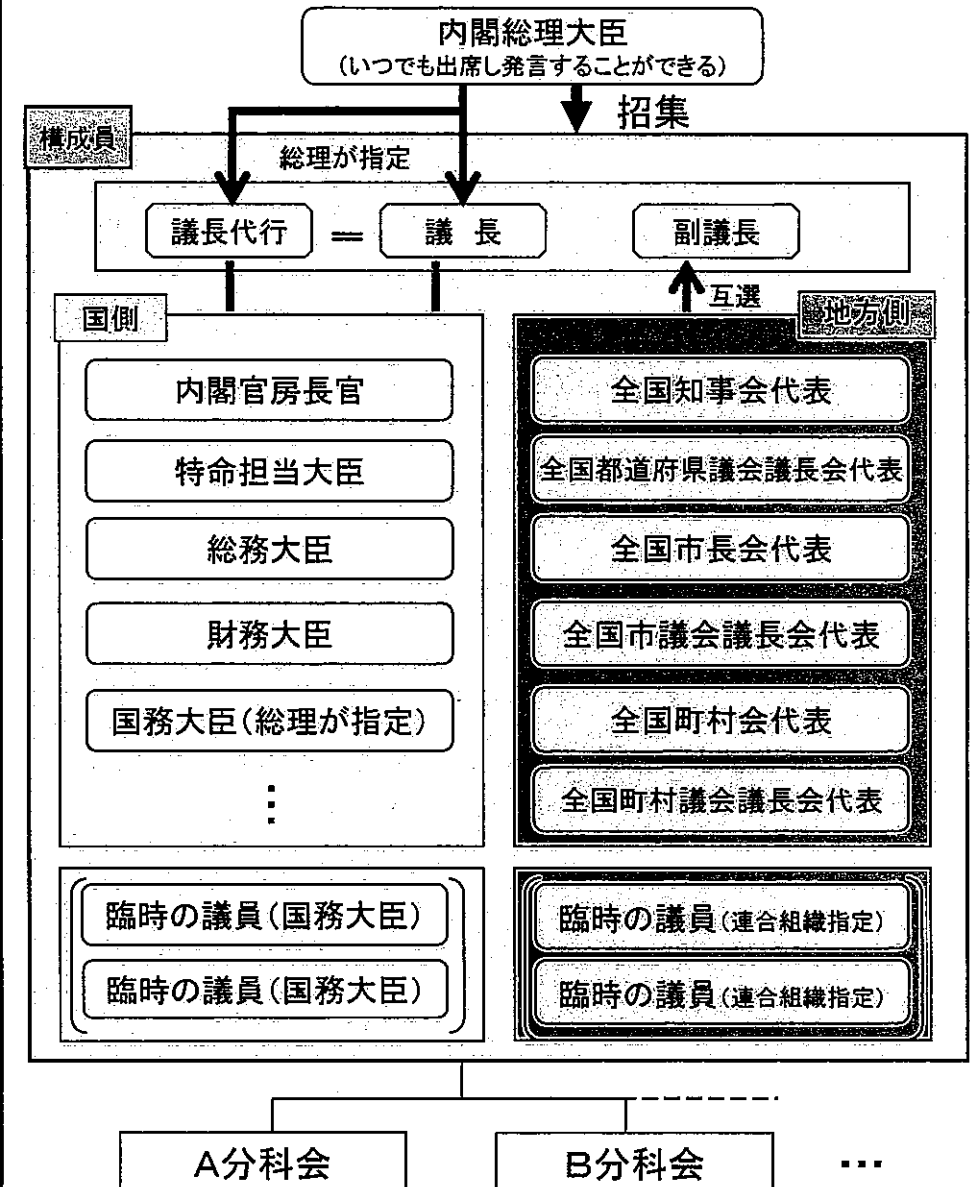
⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める

地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正を行う。

1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

(1) 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

(2) 議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件※についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

※ 「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除く。

(3) 行政機関等の共同設置

行政機関等※について、共同設置を行うことができることとする。

※ 行政機関等とは

- ・ 議会事務局（その内部組織）
- ・ 行政機関
- ・ 長の内部組織
- ・ 委員会又は委員の事務局（その内部組織）
- ・ 議会の事務を補助する職員

(4) 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。

(5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付け※を撤廃する。

※ 撤廃する義務付け

- ・ 市町村基本構想の策定義務
- ・ 内部組織条例の届出義務（都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事）
- ・ 予算・決算の報告義務（同上）
- ・ 条例の制定改廃の報告義務（同上）
- ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務
（広域連合→組織する地方公共団体の長並びに総務大臣又は都道府県知事）
- ・ 財産区の財産処分等の協議義務（財産区等→都道府県知事）

2 直接請求制度の改正

(1) 直接請求代表者の資格制限の創設

平成21年11月18日の最高裁判決※を受け、地方自治法において、次の者について直接請求代表者の資格制限を設ける。

- ・ 請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員
- ・ 選挙人名簿に表示をされている者（選挙権の停止・失権、転出）
- ・ 選挙人名簿から抹消された者（死亡、国籍喪失等）

※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したもの。

(2) 署名に関する罰則の追加

地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

3 施行期日

公布後3月以内において政令で定める日※

※ ただし、議決事件の範囲の拡大は公布後1年以内において政令で定める日

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

〔平成22年12月28日 閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

地方分権改革推進委員会第4次勧告（概要） ～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～

平成21年11月

はじめに

- ・分権型社会にふさわしい「地方政府」には、自治財政権の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠。このため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取組みが重要
- ・国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大とを見ず、次世代に向けた持続的発展を確保するため、いずれ消費税と地方消費税の在り方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革の実施が不可欠

I 当面の課題

- ・現下の経済情勢及び新政権の政権公約等にかんがみ、特に重要な事項につき勧告

1 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ

- ・大幅な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながるよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき

2 直轄事業負担金制度の改革

- ・直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき

3 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保

- ・地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置

4 国庫補助負担金の一括交付金化に関する留意点

- ・地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要
- ・義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則し、国庫補助負担金制度を早急に見直すべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき

5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点

- ・地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境税の導入と環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の貴重な税収の減少への対応、特に地方税源の確保方策などについて、十分に考慮する必要

6 国と地方の事実上の協議の早急な開始

- ・子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

II 中長期の課題

- ・社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待

1 地方税制改革

(1) 地方税の充実と望ましい地方税体系の構築

- ・地方の自己決定・自己責任には、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、税収が安定した税目が望ましい
- ・その際、①国と地方の税源配分5:5を当初目標、②地方消費税の充実が中心、③地方税充実の趣旨や必要性を自治体自ら住民に十分説明、④国・地方を通じた抜本的税制改革までの間にあっても上記の方向性に沿って検討

(2) 課税自主権の拡充

- ・地方自治体は課税自主権の積極的な活用を努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき

2 国庫補助負担金の整理

- ・存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべき（金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定）

3 地方交付税

- ・地方税の充実により、財政移転が果たす役割はおのずと縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要とならざるを得ない

(1) 財政調整機能の充実

- ・国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税」構想を土台にした制度改革を求める

(2) 財源保障機能の再検討

- ・マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴っておのずと縮小
- ・地方財政計画額と決算額との乖離の是正に取り組むべき

(3) 地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

- ・普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき
- ・法定率引上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
- ・「国と地方の協議の場」での地方財政計画・地方交付税総額などの意見交換を早急に慣行化すべき
- ・特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき

4 地方債

- ・起債自主権は歳入自主権の大きな柱。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に係る国の関与を見直すべき
- ・地方公共団体金融機構の充実、自治体が共同で債券を発行する仕組みの更なる活用が図られるべき
- ・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき

5 財政規律の確保

- ・透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき。地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

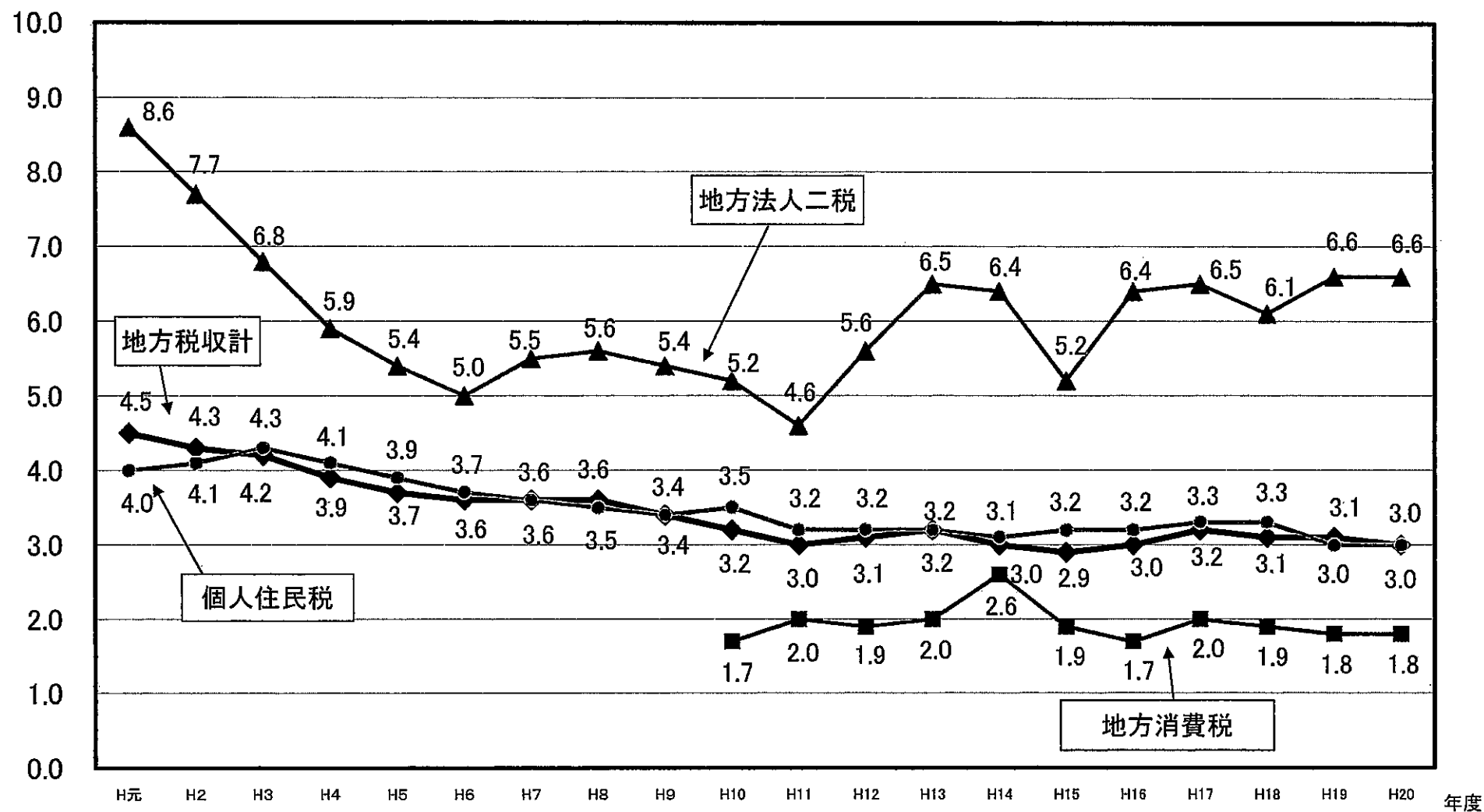
おわりに

- ・第4次勧告は、当委員会の最終勧告。今後、当委員会は、これまでの4次にわたる勧告に対応する政府の取組状況を監視し、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行
- ・4次にわたる勧告で提言した事項を最大限尊重し、具体的な指針として速やかに地方分権改革推進計画を策定し、今後の改革の全体的な工程表を明らかにすることを政府に強く要請

※なお、交付税の法定率引上げ、国・地方の税源配分、地方共有税について意見が異なる委員一名から出された補足意見を勧告に添付している。

人口1人当たり税収額の偏在度の推移

最大(東京)／最小の倍率(※)



(※) 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。

(注1) 税収額については各年度の決算額(各年度とも超過課税、法定外税を除く)であり、人口については各年度末日の住民基本台帳人口による。

(注2) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

(注3) 地方消費税は平成9年度導入。平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

日本国憲法

第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〈団体自治、住民自治〉

〈都道府県と市町村〉

〈地方自治は民主主義の学校〉

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

〈団体意思を決定するための合議制機関〉

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〈現在は長と議会の議員〉

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〈自治立法権、自治行政権、自治財政権〉

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

〈地方自治特別法〉

地方自治法

(地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、

国においては①国際社会における国家としての存立にかかわる事務、②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は③全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、

地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

〈補完性の原理、近接性の原理〉

(地方公共団体の種類)

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合〈一部事務組合、広域連合、~~全部事務組合及び役場事務組合~~〉、財産区及び地方開発事業団とする。

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第5項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一

般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

〈政令指定都市〔政令で指定する人口50万以上の市〕、中核市〔政令で指定する人口30万以上の市〕、特例市〔政令で指定する人口20万以上の市〕〉

~~4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。~~

~~―〈市町村の基本構想〉―~~

5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

7 略

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

① 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

② 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

10 略

11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

〈地方公共団体に関する法令の原則〉

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、

国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。一略

〈地方公共団体に関する法令の規定の解釈運用に関する原則〉

- 1 3 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

〈自治事務に関する国の配慮〉

- 1 4 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

〈最小の経費で最大の効果〉

- 1 5 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

〈地方公共団体の規模の適正化〉

- 1 6 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

〈市町村及び特別区と都道府県の条例〉

- 1 7 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効と

現在の大きな変化と国と地方公共団体

○ 現在の大きな変化と関係する分野

変化 \ 分野	経済	社会	文化	政治	科学技術
グローバル化					
情報化					
環境保全					
省エネ・省資源・資源リサイクル・新エネ					
高齢化・少子化					
人口減少					
多様化・高質化					
フロントランナー化					

〔公債の大量発行・財政硬直化〕

○ 国と地方公共団体

身近さと広がり

身近さ

	世界
	アジア
	日本
国の地方出先機関、〔道州制〕	
都道府県	
一部事務組合、広域連合	
市町村（特例市、中核市、指定都市）	
コミュニティ、地域自治区	
住民	国民

広がり